○議長（一條　光君）　休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告４番、10番一條　寛君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔10番　一條　寛君　登壇〕

○10番（一條　寛君）　通告に従いまして３問を質問させていただきます。

初めに、小児救急医療の整備について。

休日や夜間に子供が病気になって診てもらえる病院がない、これほど親にとって心細いことはありません。また、日本の１歳から４歳児の疾患による死亡率は先進国14カ国中最も高いと言われております。幼い命と健康を守る上で、小児救急医療体制の整備が急がれております。公立加美病院においては、小児用の薬を置いていないという理由で診てもらえないということであります。加美病院においては、休日当直医を置いて受付をしているわけでありますので、小児用の薬を置いて、夜間、休日だけでも診てもらえるようにはできないものでしょうか。

また、大崎市においては、平日の夜間も輪番制をとって翌日の７時半まで救急患者を診察しているようであります。加美町の方が診察を受けに行くと迷惑そうな顔をされるということであります。加美町の方も確実に休日や夜間に診てもらえるような体制整備を図ることはできないものでしょうか。

次に、防災情報等のメールの配信についてお伺いします。

気象情報など災害情報を初め、不審者の人物の出現など犯罪にかかわる情報やイベント情報など行政一般の情報を登録された方に電子メールで配信する事業を始めている自治体が多くなってきているようでありますが、我が町においても取り組んではいかがかと思いますが、町長の考えをお伺いします。

次に、建設業と地域元気回復事業について。

国土交通省は、建設業の保有する人材、機材、ノウハウ等を農業、林業、福祉、環境、観光等の異業種との連携を図ることにより建設業を元気にし雇用の意地拡大を図り地域を活性化させる事業を立ち上げ支援する「建設業と地域の元気回復助成事業」をスタートさせております。５月までの第１次募集で全国から 104件の助成事業が選定されております。そして、第２次募集として９月30日までの期限で行われております。時宜を得た事業であり、執行部の英知を結集し、よりよき事業の企画立案を行い、町の建設業者と協議し、応募されてはと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（一條　光君）　町長。

〔町長　佐藤澄男君　登壇〕

○町長（佐藤澄男君）　一條　寛議員からの御質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく３点いただきました。

まず、小児救急医療の整備についてということで、小児救急体制の充実というものは、我が町には小児科医がおらないわけでございますので大変重要な問題であるというふうに認識をいたしております。御質問のように、いつでも適切な医療を確実に受けられるというのは、この地域で生活をするものにとっては大変安心安全につながるということでございます。その反面、体制を整備して維持していくということもまたこれも大変な仕事だなということを実感としてあるわけでございますが、この背景には全国的な問題として、県内でも医師不足の問題というものが大きくクローズアップされているという実情にあるわけであります。

御案内のように､行っても診てもらえないということの不安というものは非常に大きいんだろうというふうに思いますし､子供のいる親というものは夜間であっても気の休まる暇もないという非常に深刻な問題があるというふうに思っております。そんな中で、公立加美病院で小児用の薬を置いていないという御指摘でございますが､これにつきましてはそういう事例が本当にあるとすれば、あそこは小児科医は置いておりません。したがって、その医療体制の中での機構の中での取り組みというものが、我々の範疇外のことであるのかなというふうに、今お聞きをいたしましたが、いずれにいたしましても、お医者さんに行けばそういう処方をしていただけるということが普通の感覚でおられるということを考えれば､この改善を求めていくことにしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても､現状においては県で実施している子供夜間安心コールというものがございます｡これを御利用いただきたいということをもっとＰＲをさせていただきたいというふうに思っております。この事業は、夜間にお子さんが急な病気になったときに電話による医療相談を行って､保護者の方々の不安解消と病状に応じた適切な対応の指導を図るというものでございまして､毎日午後７時から午後11時まで看護師が電話による相談を受け付けているということでございます。大崎市内の一部の小児科医においては、平日は午後７時まで、土曜日は午後３時まで診療の受付を行っているところもあるということでございます。

現段階では小児救急医療体制を整備することは財政的にも大変困難な状況にあるということは御案内のとおりでございますが、住民の方々には常日ごろから子供さんの体調チェック、早目の診療等の対応を呼びかけていく必要があるとも思っております｡加美病院には先ほども申し上げましたとおり小児科というものはございませんが､基本的に15歳以下の診療はしないというこ

とになっておるわけでございますが、急患の場合には担当が内科の医師であれば専門医でない旨を了解していただいて診療するということのようでございますが、なお、こういったことの是正を図るように申し入れたいというふうに思っております。

次の災害情報等のメール配信についてということでございまして、いざというときにこれは非常に便利なものであるというふうに思っておりますし、実際に防災訓練を毎年８月の第一日曜日に行っておりますけれども、その際の職員に対する連絡等はこれを登録をして連絡をしているということでございます。ただ、セキュリティーの問題が非常に大きな壁になっているということも現実の問題としてあるように思います。当町において災害時の職員招集を目的として、先ほどお話ししたように一斉配信をするシステムを試験的に行っているということでございますが、個人所有の携帯電話を業務で使用することに対して、この職員全員が町民の安心安全のため快く理解して協力をいただいておるところではございます。

しかし、現行のシステムというものは、情報の伝達が一方的なものでございますから、配信した職員の安否確認、あるいは職員との情報の双方向で確認をできるというかというと、必ずしも緊急の場合そうでないということ御案内のとおりです。こっちから配信はしますけれども、みんなじゃすぐ返ってくるかというと、そこには個人差もございますし、職員にしてもそのパソコンが達者な人、なかなか難しい人あるわけでございまして、携帯電話についてもメールを全員が即、打って通報ができるかというと、なかなか難しい面があるということでございます。災害発生時において初動対応の段階での迅速な被害情報を収集するために、住民からの情報を受けることができるシステムが必要であるということは御指摘のとおりだというふうに思います。町の職員だけでは昨年の内陸地震に見るとおり地域の被害情報を収集し切れないということ、区長さんや消防団員、住民等から被害情報等の提供が不可欠なことと考えます。

このような観点から、事前に住民及びコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の事業所に災害時の防災情報提供者としてボランティア登録をしてもらい、ファクシミリやインターネットを利用して災害対策本部に情報を提供してもらっているという自治体も実際あります。我が町といたしましても災害時における被災者への情報伝達や、地域住民からの情報提供にも配慮した地域の情報化施設を推進する必要があるため、住民ニーズを把握した上でメール配信のための体制を整備するとともに、携帯電話あるいはパソコンが使用できない高齢者、音声による情報伝達が困難な方などの世帯をどうするかといった問題を含めて、今町に最適なシステムの導入は何かということを検討をしていきたいというふうに考えております。

なお、イベント情報の配信等につきましては、メールアドレス等の個人情報の取り扱い等の問

題から、当面はインターネットによるホームページでの情報提供にとどめざるを得ないのかなというふうに思っております。いずれ、御提言をいただいたことについて前向きに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

３番目の建設業と地域の元気回復助成事業についてという御質問がございました。

これはいわゆる国交省で20年度補正予算に基づく補助事業総額35億円、財団法人建設業振興基金として積み立てしたものを財源として、いわゆる手挙げ方式で地域の活性化を図ろうということで進めてきた事業でございます。

御案内のとおりでございますが、この応募の状況を見ますと一次募集は助成額が 2,500万円上限で定額助成でございます。平成21年３月26日から５月25日に募集をされて 104件の選定が出されたということ。二次募集は助成額が 2,000万円上限のこれも定額助成でございますが、平成21年９月１日から９月30日までの募集で、既に募集が始まっております。おおむね50件程度を予定をしているということでございますが、本町における経済危機対策においては国の平成20年度の補正予算に続いて、本年度も経済危機対策臨時交付金５億 3,000万円や、道路関係の公共投資臨時交付金２億 2,000万円、これを６月に補正対応をするなど、建設業に対する対応は十分にないにしても、その計画に沿って進めているということは御理解をいただいていると思いますが、加えて、建設業や農業等の異業種分野も含めて現時点で当該事業の要望というものは、要するに手挙げ方式のことでございますから、そういう希望があるかというと今のところないということでございます。いろいろな事情があるんだろうというふうに思いますけれども、今後の課題として、時期も迫ってきておるわけでございますので、必要に応じて取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、このような異業種に取り組みたいという建設産業団体が今ふえていることも事実でございます。身近な例でございますと、ワサビ栽培などもその話題性としては非常に取り上げられている事例でもございます。あるいは建設業から福祉の専門分野に切りかえをしているという町内の業者もあることは御案内のとおりでございますが、いずれ、このような異業種に取り組みたいという建設産業団体があれば協力を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

○議長（一條　光君）　一條　寛君。

○10番（一條　寛君）　今、町長も言われたように素人判断でも内科医がいれば本当に小児科でなくても診察してもらえるのではないかと思いますので、以前、町長は加美病院について、病院スタッフを含めた体力をもう一回考え直し、どういう病院にするかということを一度練り直す時

期に来ていると考えるという答弁も以前にあったわけでありますので、早急に加美病院の体制の見直し、またどういう病院にするかということについて、管理者の一人として提案していただきたいと思います。

　また、県福祉部が行っている休日夜間安心コールの利用というお話もあったわけでありますけれども、今の加美町のお母さん方の利用状況、また利用しての反応とか、苦情とか、何か掌握しているものがあれば教えていただきたいと思いますし、また今後、今、町長も啓発の必要があるというお話もありましたけれども、どのような啓発を考えておられるかお願いしたいと思います。

○議長（一條　光君）　町長。

○町長（佐藤澄男君）　以前に御指摘をいただいたことの再度の確認ということで受けとめさせていただいております。

　公立の病院で色麻町と２町での病院でございますから、当然そういうことについての是正すべきは是正していくという姿勢で臨んでまいっておりますが、その体制についての検討する機関も昨年末だったと思いますが、課題検討した方向性というものが一定のものは出されておるということも事実であります。なお、その上でもこういう事例があるということであれば、さらに是正を求めていくということになろうかというふうに思います。

　具体的なことにつきましては、担当課長からお答えをさせたいと思います。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　保健福祉課長でございます。

　先ほどお話しありました宮城県の子供夜間安心コール、これにつきましては加美町の利用数としては把握しておりません。

○議長（一條　光君）　一條　寛君。

○10番（一條　寛君）　今後の啓発について、何か、どのようなお考えをお持ちか。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　小児救急の体制については、おっしゃるとおりでございます。ただ、加美病院をつくるときの経緯もそういうことがありまして、結果的にできなかったということです。そういう状況に我々現在進んでいるものですから、それなりの対処が必要だということで御理解いただくということになりますけれども、ただ、それ以外に、実際に加美町においては休日の診療体制、加美郡医師会の先生方にお願いして休日をやっております。休日の夜間につきましては大崎の医師会と連携をとりまして、そこでやっております。

ただ、現在においては土曜日とウイークデーの夜間、そこの分が抜けていると言いますか、大崎市で言いますと切れ目のない医療というのを大崎市でやっているんですけれども、そのウイークデーの夜間と土曜日については加美町においては切れ目がある。ただ、それ以外に救急医療というのがございますので、そういった形の利用をしていただければ、ある程度の対応はできるのであろうというふうには考えております。

しかし、現実に目の前でお子さんに泣かれて、どういった状況の判断か難しいということもあって大変なんでしょうから、そういったものにつきましてはお子さんが生まれた段階で保健師がいろいろな相談に応じておりますので、そういったものを通じて、そういった医療関係、子供の医療に対する知識の啓発というのもやっていきたいというふうに考えております。

○議長（一條　光君）　一條　寛君。

○10番（一條　寛君）　大崎市が大崎市医師会と結んでいる委託契約に加美町も入っているという、加美町も結んでいるということで、こういう理解でよろしいんでしょうか、今の課長のお話は。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　保健福祉課長です。

休日の夜間について結んでいるということです。大崎地域の市町村が、大崎地域連絡協議会というのがありまして、そこと結んでいるということでございます。すべての大崎管内の町村がそこに入っているということではありません。

○議長（一條　光君）　一條　寛君。

○10番（一條　寛君）　そうしますと、加美町の方も平日の夜間、大崎市のこの当番医のところに遠慮なく行って診てもらっていいという理解でよろしいでしょうか。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　すみません。私、言い方が悪いんですけれども、要するに加美町においては普通のウイークデーの夜間はどことも結んでいないということです。それから土曜日も抜けているということでございます。そこの部分が加美町として考えなきゃいけない、どういうふうに考えるかというのは、さっき議員から御発言がありましたけれども、加美病院との連携ということになるかどうかわからないですけれども、今のところ加美町としてはほかと医療を受診するという形の出資はしていないということでございます。

○議長（一條　光君）　一條　寛君。

○10番（一條　寛君）　今後契約を出資して結んでやっていくというお考え、また加美郡の医師

会にもそのような夜間なり休日の診療にもっと協力してもらうような要望とかはできないものでしょうか。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　そういった形で検討していきたいというふうに思っております。ただ、現実問題として加美町が出資している公立の病院があるものですから、まずそこが最初かなというふうに考えております。

○議長（一條　光君）　一條　寛君。

○10番（一條　寛君）　いろいろ難しい問題がいっぱい、財政の問題もあって難しいということであります。

最後に、この小児科が抱える構造的な不況問題といいますか、なかなか経済効果的に悪いというこういう状況の中で、今、小児医療をやる方々の間でいろいろ言われていることに対して町長の見解をお伺いして終わりたいと思います。小児診療は成人に比べて、子供は夜に熱を出しがちだし、注射を嫌がって暴れるなど手がかかるし、親への説明や教育にも時間がかかるなど、医療費に占める人件費の割合は内科が36％なのに対して小児科は60％を占めていると。成人に比べて非常に経済効率が悪いと言われているわけであります。また、小児は回復が早いから、成人なら１週間分の薬を出せるところが１日ないし２日で済んでしまうと。また、再診も少なく、今の医療制度で多少加算されただけでは小児科特性による構造不況は埋まらないと言われているわけで、また少子化による患者数の先細り、それに伴って小児科を希望する医師の減少、その結果、人手不足になり病院の小児科が慢性的な過重労働になっていると。それに少なく産んで大事に育てたいから専門医を求める親の思いが重なっていると。

そこで、小児医療関係者の間では、最近にわかに現実味を帯びてきた話題に老人保健法の小児版ともいうべき小児保健法という診療体系を別につくり、医師や看護師の配置基準や患者への負担も変え、加算加算で埋めてきた小児医療の穴を根っこから変えようというもののようであります。医師の使命感に訴えるだけでは、小児医療の問題は解決しない段階まで来ていると思います。

このような小児医療を取り巻く医療関係の状況について、最後に町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（一條　光君）　町長。

○町長（佐藤澄男君）　子供を育てるというのは一義的には親の責任でございまして、これは大変、核家族化が進むことによって、その過重な思いというものが高まってきているのかなというふうに思います。同じような症状でも我々小さいころは、言うなれば大家族制度の中にいれば、

その対処法についても経験豊かなじいさん、ばあさん、おっぴさんまでいて、その症状に応じて適当な処置を施すというようなことも思い出されるわけです。しかし、今現実的にそういう核家族化が進んで、経験のない子育てをしているお母さん方がその苦労をしているということも現実として、先ほどの質問にあったとおりの認識を持っているわけであります。

これをどうして進めていくのかということ。一つには医師不足を解消するということ、ただ全体的に見た場合に本当にお医者さんが足りないのかというと、どうも都会にはもっといるらしいという話も聞こえます。

それを、要するに我々自治体として持っている病院、要するに大崎の市民病院もそうであります。救急体制についても私どもの自治体も近隣自治体としてそれに応じた負担をさせてもらっている事実もあるわけでございますし、各病院を持っている自治体にとっては大変この負担というものが今重くのしかかっているということも事実でございます。そこで、このお医者さんをどうするのかということについては、これは古くて新しい話といいますか、昔からそういう医師会との関係も当然あるんだろうと思いますし、これから新しい民主党の政権になりました暁には、ぜひそういったものにわかりやすい方向性を示していただければ、こういうチェンジのうたい文句でありますから、こういったものにメスを入れていただくことも期待をしている分野の一つであるということでございます。そういうことで御答弁に満足なことではないかもしれませんけれども、そういう思いを共有して進めてまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條　光君）　一條　寛君。

○10番（一條　寛君）　次に、メール配信について再質問いたします。

さっき町の答弁で、職員の皆さんについてのメールのお話が中心だったように理解したわけでありますけれども、これは町民全体で希望する方に全員そういう災害情報とか、不審者情報とかを配信してはという提案であります。登米市、栗原市において安心安全メールという形で今現実に行われておるということであります。栗原市についてはさっき個人情報の問題ということもありまして、その登録メールアドレスの保護のためにも外部委託をしてやっているということであります。そして、栗原市は今登録メールアドレスが 5,268件で費用は月６万 4,000円かかっていまして、年間で80万 6,400円ほどでこの事業が行われているということでありますので、この辺の隣接町村、またやっていられるところの情報等を集められて、そうお金のかかる話でもないようでありますので、いろいろな意味でスピード時代でもありますので、ぜひ早急な実施を検討していただきたいと思いますが。

○議長（一條　光君）　町長。

○町長（佐藤澄男君）　細かいことについては、担当課長にお答えさせますが、そういうシステムをつくるということは非常に大事なことでありまして、この法律の縛りの中で大変難しいことの問題もあるんですが、そういう地域のことを自分たちで一緒に共有して情報を提供してもらえるということが一番基本的なことだとは認識をしております。それをクリアできる、あるいは逆に言えば阻害している要因は何かということを、排除できるかということだろうというふうに思いますので、鋭意検討をしたいと思います。

　現状について、課長から答弁させます。

○議長（一條　光君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田　恵君）　企画財政課長でございます。

　御質問のまずメールのサービスですけれども、登米市、栗原市については寡聞して存じ上げませんが、サービスの例えば情報の提供だけ、お知らせをするということだけでしたら、そのようなことも可能かと思います。それにつきましては希望があって登録をするということになれば、そういうことも可能かと思いますが、まず町として一番最初にこのメールの配信ということを考えましたのは、あくまでも災害時、必ず起きるだろうと言われている地震対策としてまず職員に一斉にメールをして職員がそれに出動してくると。例えば、夜間であれ休日であれということから始まって、その規模をどれだけ拡大していけるかということがあります。

　先ほど町長が答弁申し上げた中で、それを双方向でやると。つまり今どこどこにいて、その被害はこういう状況だと。そういうものを町の方に今度は返信してよこすと、メールで。そうしますと、例えば 300人の職員が一斉にそういうことをしてメールをよこしますと、現在のシステムではそれができないと。一つ一つチェックしていかなければなりませんので、そういう災害時において一斉に返信がなされたときのシステムをつくらなければならないと。

　さらに、職員だけではなくて町民の皆さんで、先ほど町長の答弁の中にあったガソリンスタンドとか、コンビニとか、そこに暮らしていらっしゃる方々がその地域の情報を今こういう状況だと、例えば道路が寸断されて行けなくなった場合、電話ですとどうしても携帯電話も普通の電話も災害時には混線して停止されてしまいます。メールはそれに対して非常に利用が、幾ら利用されても大丈夫と。つまり電話ですとしゃべって５分、10分話をすると、その間使えなくなってしまいますけれども、メールは打って一瞬の間に送信しますので、そのメールだと大丈夫だと。ただし、そのメールを分析したりするためのシステムというものが非常に、ちょっとお金がかかるんではないかということでございまして、あくまでも災害時における情報の伝達、それの双方向

ということを考えた場合、少しお金がかかるということと、そのための協定を結んでいく必要があるだろうということでございまして、例えばイベントの情報を一斉にただきょう何月何日にこういうのがございますよということであれば、個人情報の守秘義務といいますか、そういうものをちゃんと町民の方と結んであれば、それは決して難しくないとは言いませんけれどもできないことではないと思います。以上でございます。

○議長（一條　光君）　一條　寛君。

○10番（一條　寛君）　配信だけで結構だと思いますので、ぜひ早急にお願いしたいと思います。

次に、建設業との地域元気回復事業についてでありますけれども、我が町においても建設業は基幹産業の一翼を担う産業であると言えると思います、今。その建設業が公共事業の減少など、また価格競争の激化などでかなり、また景気の悪化などによってかなり経営環境は厳しいのではないかというふうに認識していますが、こういう状況の中でやっぱり建設業界からの手を挙がってくるのを待つのでなくて、やっぱり町として業界にも声かけて、何らかの建設業が元気になるようなお互いに知恵を出し合うようなことを考えておられないかどうか、この辺お伺いしたいと思います。

今回の事業に申し込む、応募するしないは別にしまして、町独自としてもこの建設業の支援といいますか、サポートといいますか、いろいろなお金という形じゃなくて知恵という形で何らか考える必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一條　光君）　町長。

○町長（佐藤澄男君）　御指摘いただきましたように、この町は農業の町であると同時に、その労働力の受け皿として建設業が育ってきた地域であるというふうに認識をいたしております。したがって、昨今のこの不況というものはもろにその影響が来ているという感じを受けております。そんな中で土木建築いろいろあるんですが、今度の対策事業としてもリフォームの事業に対する助成を行ったというのも、そういう身近なところでの職人の技を発揮をして、この経済対策を実効のあるものにしていくというようなことでの取り組みでございました。

幸いといいますか、非常な反響がございまして６月の補正では足りなくなって、また補正をお願いをするということの段取りになっておりますこと御案内のとおりでありますが、しかし、それは一部の分野でもあるということでございますし、また往年といいますか、バブル絶頂期のような大型の事業というのはなかなか望めないという状況にあることも御案内のとおりでございますから、その辺は業者の皆さん方、あるいはここで言いますと加美町建親会ということになりますか、建親会の皆さんも町のいろいろな状況を見て、このボランティアをしたいということで

カーブミラーを清掃していただくなり、草刈りをしていただくなどのありがたい活動をしてもらっているということも事実でございますし、そういった関係をきちっと結ばせていただくということ。もう災害の際の協定は当然結ばせてもらっておりますから、こういった前向きの方向性というものはしっかりと堅持をして進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（一條　光君）　以上をもちまして10番一條　寛君の一般質問は終了いたしました。

通告５番、15番新田博志君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔15番　新田博志君　登壇〕

○15番（新田博志君）　新田でございます。

私は、通告のとおりに個人情報の保護についてと、新型インフルエンザに対する取り組みはということについて２点お伺いいたします。

前にも何度かお尋ねしたことがありますが、町長は個人情報保護に関してどのような見解をお持ちなのか伺います。

と言いますのは、個人情報保護法という法律は、個人の権利利益の保護と個人の情報の有用性のバランスを図るものだとされているからであります。つまり個人情報であれば何でも保護だというわけではないわけですから、お答えいただきたいと思います。

それから、二つ目、新型インフルエンザに対する取り組みは。

いよいよ新型インフルエンザが流行し始めました。不測の事態に備え町民が生活する現場を預かる立場として、国や県の指導を待つばかりでなく、保育所や学校などを初めとする対応について真剣に検討しておくべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

と、この質問を書いた後に流行し出しまして、けさの新聞によりますと加美郡内でも死者が出たと。しかし、この話は一方、安全な国内産ワクチンの必要量の確保が難しくて、毒性の弱い今のうちに罹患して免疫を持った方がよいのだなどという意見すらあります。どのように考えておられるかお尋ねいたします。以上、２点よろしくお願いいたします。

○議長（一條　光君）　町長。

〔町長　佐藤澄男君　登壇〕

○町長（佐藤澄男君）　新田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、１点目の個人情報の保護について。

この件につきましては、私が就任して間もない19年の第３回の定例会でも同様の質問をいただいたというふうに記憶をいたしております。御質問は法の制定以後、災害緊急時に備えた要介護

者のリストや学級名簿等の取り扱いにおいて、自主防災組織はもとより民生委員など関係者にも渡らないなどの過剰な反応が見られると。その対応と考えはというような趣旨内容だったと記憶をいたしております。

今回の御質問につきましても、このような過剰な保護に対する有用性の確保、保護と利用のバランスの問題についての質問となっておると認識をいたしております。前回の経過を踏まえた答弁をさせていただきたいと思います。

まず、個人情報の保護と利用につきましては、平成16年４月１日に施行された個人情報の保護に関する法律第１条目的の中で、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護するとされております。個人や関係第三者の権利利益が侵されない限り、有効に利用に利用するものとされているものでございます。個人情報であれば何でも保護の考えは前回の答弁も含めて持っておりません。しかし、個人の権利利益が侵されるか、侵されないかと判断基準は困難をきわめる事例も数多くありまして、各自治体が条例を制定して地域実情に応じて判断することとされております。

本町においても国や他の自治体と同様の内容で平成17年７月13日に公布施行しておりますが、問題は個人の権利が侵されるかどうかの判断は各自治体が一律ではなく、例えば都市部と農村部の風習、あるいは自治組織の体制の相違等で異なってくるとされております。御質問の保護と利用のバランスを図る上での難しさの一面がここにあるというふうに認識をいたしております。

そして、この個人情報と保護の対象ということになるわけでありますが、原点に返って個人情報の定義でございますが、生存する個人に関する情報であって個人が識別されるすべてを包含しデータベースと集合体を含むとされております。個人情報保護法で原則禁止されているのは外部提供と目的外使用となっております。要するに、前回御質問をいただいた要介護者リストや住民基本台帳の災害用の使用につきましては、直接災害目的に作成したものではなく、原則論としては目的外使用に該当することになりますが、保護の規定はあくまでも原則禁止事項でございます。その具体的内容は自治体条例に委ねられていると解釈をされております。

そこで、加美町個人情報保護条例では、次の場合に保有する個人情報を外部提供し、または目的外使用ができることと規定をいたしております。これは第８条になるわけでありますが、本人同意あるもの、他に法例規定のあるもの、既に公にされているもの、そして生命財産保護のため緊急やむを得ないとき、本人、第三者の権利利益を侵害する恐れがないとき、及び個人情報保護審査会の意見を聞いて必要と認めたときと規定をさせていただいております。

したがいまして、この住基及び要介護者リストの取り扱い、緊急災害時に備えることのことで

ございますが、以上のような観点から住民基本台帳や要介護者リストの取り扱いにつきましては、平成20年７月に弁護士を含む４名からなる加美町個人情報保護審査会の意見をもとに取り扱いを決定をしております。

その内容は、住民基本台帳は自主防災組織への配付を可とする。ただし、内容を厳選するということ。要介護者リストは、その他の情報を含め配付された団体で記入するというもので、平成21年４月１日現在で調整したものを６月の区長会で全行政区に配付、これは貸与という形をとっております。ということにしているという経過でございます。

今後の取り扱いと見解につきまして申し上げますと、個人情報保護に関しての見解ですが、個人情報保護法にあります基本理念第３条、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱うことを遵守しながら、提供及び利用できる情報は積極的かつ適正に活用することが町の責務であると認識をいたしております。決してすべてが保護ということではないことは前述のとおりでございます。

具体的運用では、本人の同意を前提としながら、判断の困難な事例につきましては個人情報保護審査会に諮ることを基本としながら、開示請求に基づいて判断してまいります。

昨今、個人情報の漏洩の問題で民事訴訟で巨額の賠償金が話題になっております。大規模漏洩事件や振り込め詐欺、ＤＶ被害などが事例としてあるわけでございますが、多くの事例が先例となって対処される時期でございますので、御質問の意図を踏まえながら対処してまいりたいというふうに考えております。

次に、この新型インフルエンザの対策について速やかに真剣に検討をすべきではないかということでございます。まことにそのとおりでございまして、県内におきましても８月27日現在で103人、23日までの１週間で 103人の患者報告があって、１機関あたり1.07人となったということを受けまして、流行期における対策をしっかりするようにという県の見解が示されて、本町においてもその確実な確認はされていませんでしたが、町内の保育所において症状を発している子供が複数出たということで、これを感染拡大予防のため臨時休業措置をとらせていただいたというケースもございます。きのうからこれが解禁となっておったところでございますが、御案内のように本日冒頭にお話を申し上げたような死亡の例が出てまいりました。これにつきましては県の指導によって、とにかく感染予防のためにうがい、手洗い、咳のエチケットなどの励行をお願いするということで、町内の各戸毎戸にこの旨の通知を流すということにいたしておるところでございます。

河北新報にもけさ報じられたとおり加美郡内でこういう、東北で初めてというようなことの例

で報道がされました事実がございます関係上、この対策についてしっかりとしていかなければならないということはもちろんでございますが、先ほど御指摘がありましたように、これに対する予防薬あるいは治療薬の不足というものも深刻な事態になっていること。これ国を挙げての取り組みが必要であるということになってきているわけでございます。

したがいまして、町としては当然今回のことをかんがみて早急に対策を講じるとともに、今後、国県なりの情報をしっかりと把握をして、そして薬品等の問題にもいち早く住民の不安を取り除けるような、そういう方策を講じてまいる必要があるというふうに認識をしておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　まず初めに、個人情報の保護についてからですが、この個人情報の保護に関する法律というのは、まずもって第１章から第３章までと、４章から６章までというふうに大きく二つに大別されます。それで、１章から３章というのは基本理念の部分なのでありますが、４章から６章というのは実は個人情報取扱事業者のための部分なんですね。この個人情報取扱事業者に関しても 5,000人を超す個人情報をデータベース化した業者という規定があります。それで、区長さんたちというか自主防災組織に関しては情報開示されているというのはもちろん聞いておりますが、そういう区とか部落の場合はもちろん 5,000人強という形ではないので全く問題はないのでありますし、また個人情報取扱事業者という規定ではなくて公のものでありますので、大分基準としては緩いものだと思っております。

まず初めに、なぜこのような質問をするかと申しますと、この答えについては先ほど町長がおっしゃられたように、災害時の要介護者、要援護者のリストの共有のためというのが一番の目的だと思います。我が町でも毎年防災訓練を行っておりますが、朝の９時にサイレンが鳴りまして近くの広場に集まって、で、解散と。このことが実際本当に災害があったときにどの程度役に立つのかという話になってきますと、なかなかちょっと心細い点もありますので、その際にきちんとした形をとるためには、その要介護者、要援護者のリストというのの共有というものが必要になってくると思うからであります。そのためには、一番必要になってくるのが実は民生委員さん、児童委員さんに対する個人情報の提供だと思っております。これらの委員さんの活動を円滑に実施するためには個人情報の適切な提供を受ける必要があると思われます。前回の質問のときに、実はその後に民生委員、児童委員にもその個人情報が開示されるものと私は思っておりました。そうしたら、何か当初開示されるようだと聞いておったのでありますが、結局は開示されないままに終わりましたので、その辺が気になって今回の再度の質問となったわけであります。これら

のきちんとした情報の提供をもとにして、精度の高い災害時の要援護者リストの作成が可能になるのではないかと思われます。いまだに民生委員、児童委員に対して提供をしていないことの方が私にとっては不思議なのでありますが、提供できないものだ、提供しないものだとしたら、ぜひその理由もあわせてお聞かせ願えればありがたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一條　光君）　町長。

○町長（佐藤澄男君）　その趣旨につきましては、私もそのとおりだと思って前回と同様の答弁をさせていただきました。

具体的にそれ以後の経過、あるいは現状がどうなっているかということにつきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（一條　光君）　総務課長。

○総務課長（早坂宏也君）　総務課長の方から答弁します。

まず、私の方からは民生委員に要介護者リストがまだ提供されていないことはどういう理由かということにつきましては担当課長からお願いをしたいと思います。

民生委員、その区域だけに提供してわかっているのか、すべての民生委員さんに町内のやつを全部の名簿をやることができないのか、その辺のところについてちょっと私の方から答弁を申し上げたいと思います。ただ、私の方からはその後の経過ということで、災害時という形で限定しますので、その関係について御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、災害時の名簿の要介護者の提供、先ほど町長が詳しく御説明したとおりでございます。それは災害時に提供するものについては、先ほどの個人情報の中に緊急時の財産生命を守るものはこれは提供して構わないということになっていますので、実際に災害が発生した場合には町として、それは何かを出すことになるかどうかわかりませんけれども、そういう備えのあるものを、すぐに災害のときは一番早い方法で提供するということについては何ら問題はないと思います。

要するに、災害が起きることを想定して、それ以外の目的でつくったものは目的外使用になると、法的にはですね。それはなかなか判断が難しいという形で、事前に常時提供することが可能かどうかということについては町の条例に判断が委ねられると。町長が先ほどお話ししましたけれども、隣の家の関係でも農村部と都会部では個人情報であるか個人情報でないかというのは地域によって非常に相違があるということで条例に委ねられていると。それで、加美町でも先ほど御説明のとおり、個人情報の審査会に諮らせていただいたと。それで、とりあえず住民に対して一番身近な防災自治組織や組織をしようとしている自治組織に対する提供という形で諮ったわけでございますが、それについて住基を提供することについては差し支えないという判断をいた

だきました、加美町においては。

　ただ、生年月日までは必要ないんじゃないかと、その管理上。名前があって、そのうちに災害時にどのぐらいの人が不明になっているかというのを調べるのに生年月日まで要らないのでないかということで、何年というようなところまで提供すると、厳選するというのはそういうことでございました。要するに生年月日でそれ以上の大量な流出がもし万が一を想定した場合に、すぐ振り込め詐欺やいろいろな問題が発生する恐れがあると。必要なものを提供するという判断をいただきました。

　なお、それで要介護者のリストについては、もちろんその中に記入するような空欄をつくりながらですね、地域において住民の皆様が隣近所よくわかっていれば、区の中の役員さんと相談しながら、あの人はというような形で、失礼ですけれどもね。リストにつけ加えて使うことは何ら差し支えはないよと。その区の安全を守る防災組織の台帳に役立ててもらいたいという形で、常時それは地域の安全帳みたいな形で防災の連絡体系なんかも加えて、改善をしていきながら整備をしていきたいという形で、ことし、町長が言ったように区長会に配付させていただいたと。経過については以上でございます。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　保健福祉課長です。

　ただいまの御質問はいわゆる要介護者のリストを民生委員さんに提供しないのはなぜかということなんでしょうか、違いますか。

　基本的にその災害時において救援が必要な人というのは、福祉関係のところから出すデータではないような気がしております。それで……。（「議長」の声あり）

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　ちょっと私の聞き方が悪かったのかもしれません。

○議長（一條　光君）　一問一答形式ですから、簡便に質問してください。

○15番（新田博志君）　私の聞き方が悪かったのかもしれませんけれども、要するに、その方のその介護の状況とかという話ではないんです。要するに、先ほど総務課長に答えていただいたような話なんですが、要するにそのリストを提供してほしいと。その部落のリストは部落の民生委員さんに提供をしてもらえば、そこから民生委員さんの活動の中でつけ加えていってほしいということなんですよ。ところが、その民生委員さんに対して、もちろん区長さんは勝手に開示できないものですからということなんです。ですから、今の答えは多分必要ないと思いますので。

　それで、実はこの第三者提供の制限という法の第23条というのがあるんですが、この中に、本

人の同意を得ずに第三者が提供することができるという場合があるということがあるんです。要するに、警察から情報を求められた場合とか、弁護士から情報を求められた場合とか、いろいろな問題があるんですが、先ほど総務課長が言った人の生命財産など緊急に守る必要がある場合とか、それから国などに協力する場合、それから公衆衛生、児童の健全育成に特に必要な場合とかというふうにして認められたものがあるんです。

その中に、民生委員、児童委員に自治体が情報を提供する場合、それから災害時の要援護者リストを作成する場合とあります。こういうものも含まれているんです。もちろん、各自治体で審議会なんかの意見を聞きながらということではあるんですが、なぜこのようなことを言っているかというと、実際その場になってからリストができていないのでは間に合わないんじゃないかということであります。ですから、ぜひ事前に民生委員に情報を提供して、要援護者などのリストを完璧に仕上げてもらっていた方が防災のときには役に立つのではないかと。でないと、防災のときに実際役に立たないんじゃないのかという恐れがあるので質問したわけですので、その点について答えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（一條　光君）　総務課長。

○総務課長（早坂宏也君）　なかなか質問が、まとめないで答弁をしてしまいました、失礼いたしました。

先ほどの御質問で住基台帳、すべての住民の台帳は区にやって、区で活用するということについては了解いただいているものですから、その中から地域の民生委員の方々と相談してリストをつくる作業はそれは町が直接拾っていくのでなくて、実は町がするときどうしても法にそうあっても個人の同意というのが先決になるものですから、それが全員、大変失礼な言い方になりますけれども、要介護をされている方々全員から同意をもらうということについては、これはちょっと困難であろうという判断がこの審査会でもされました。そういう観点から、それは地域みずからが安全を守るという観点から、地域の防災組織等でリストアップはできるであろうという形の判断をいただいたような経過となっていました。そのような形の中で、今は経過していますけれども、いろいろまだそういう審査会や何かに諮って、再度、中をもっと詳しく規定をつくるということについては、今後も継続してやっていきたいと思っています。

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　ちょっと見解に相違があると思うんですが、要するに区では町からどういう話をされているかわからないですけれども、民生委員に開示していないですよね。今課長の話だと、民生委員さんと相談しながらつくってと言ったんですけれども、民生委員さんには開示

されてないと思います。それで、区長さんもしようとは思っていないと思います。ということは、多分町の方から民生委員さんと一緒にそういうことをやってほしいという話はされていないからだと思います。

ついでにですから申し上げますと、主任児童委員、民生委員の活動に対する必要な情報提供についてという形で、厚生労働省から19年３月に通達が出ております。こういう通達がいっぱい出ているんですね、もう。当初、この保護法ができたときに過剰反応がいっぱいあったので、後から改善改善で通達通達と何回も町の方にも出ているはずなんです。

それで、ぜひとも今総務課長の言った内容のとおりであるとするならば、ぜひ区長さんたちに民生委員さんたちとリストの共有をして、より完璧なそういうリストをつくってほしいというふうなお話をしていただきたいのでありますが、どうでしょうか。

○議長（一條　光君）　総務課長。

○総務課長（早坂宏也君）　御質問の各省庁、国でおいても各省庁においてこの法が施行されて、そういう過剰反応が出たために通達というか、すべてガイドラインという形で、災害時には積極的に活用しなさい。今議員さんがおっしゃいましたとおりですね。あと、要介護者とか積極的に出しなさいと。ただし、具体的な内容、どういう出し方をするか、出すか出さないかも含めて、それは先ほどお話ししたとおり、最終的には各地域の条例に法が委ねているというのが、これ正しい見解になります。

それで、加美町の取り扱いは、現在は先ほど御説明したとおり区に提供して、区の中で知れるものを記入することについては何ら構いませんよというところまでいっていますので、そのことについて、そういう活用方法の中で要介護者を把握をしてくださいというのが区長会等で周知をしていきたいなと考えます。

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　それでは、民生委員さんにも区長さんが開示してよろしいという受け取り方でよろしいですね。

これは、だから先ほど申し上げたように、この第三者提供の制限に関する、特別に本人の同意を得ずに提供することができるという項目にあるからお尋ねしているんであります。それについても要するに町の審議会などで、審査会などでそれは決めるということにはなっているんですが、そのことなのでどうですかということをお聞きしているんです。区長さんが民生委員さんに開示することについては問題ないと言っていただけるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（一條　光君）　総務課長。

○総務課長（早坂宏也君）　御答弁します。

今現在、要介護者リストを民生委員に直接提供していいというところまで審査会の意見をいただいていませんので、それは早急に審査会。（「違う、要介護者リストじゃなくてですよ、区長が持っている情報ですよ」の声あり）わかりました。

○議長（一條　光君）　総務課長。

○総務課長（早坂宏也君）　お答えします。

区長のリストと同様の、今現在、区長にだけやっています。それを住基リストをその集落のものを集落の民生委員、そういう方々に配っていいですかということですね。（「そうです」の声あり）それについても早急に、すぐに区長さんのものをやるということじゃなくて、それは町で増刷をして提供できるとか、確認のために保護審査会にもう一度確認をとって、早急に決定させて周知をしたいと思っています。

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　ありがとうございます。

その答えを聞きたかったわけです。よろしくお願いいたします。

そういう御答弁をいただきましたので、ぜひ民生委員さんにも開示していただいて、その要援護者リスト、要介護者リストが早急にきちんとできるような形になると、多分災害時に有利に便利に利用できるのじゃないかと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、新型インフルエンザの話でありますが、実は厚生労働者のシミュレーションによりますと、宮城県は10月21日からの８週間が蔓延する期間という当初の予定だったようであります。ところが、けさほどの新聞にも、先ほどのメールにもよりますように、ちょっと早まっているようなんでありますね。

それで、治療に要する赤血球製剤の確保がだんだん困難になってきているのではないかと思うのでありますが、これを例えば町内各、先ほどまでのやつは、済みません、ちょっと話がおかしくなりましたが、先ほどのやつまではインフルエンザの予防接種に関してどの程度用意できるかという話だったんですが、ここからはちょっと違いまして、実際、風邪を引いてしまったときに、もう始まっているようでありますので、引いてしまったときに使う赤血球製剤の確保を、例えばこの辺の医療機関に対して要請しているのかどうかという話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　ちょっと確認しますが、それは町が行っているかという意味ですか。（「町が例えば医療機関に対して要請しているかどうかという」の声あり）それは町は一切行っておりません。

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　こういう事態になってきて、その赤血球製剤の確保もだんだんと難しくなるであろうという予測もなされておりますので、ぜひともその辺を町の方からも各医療機関に対して積極的に確保していただけるような要請を行う必要があるのではないかと思いますので、それをやっていただけるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　保健福祉課長です。

マスコミ報道によりますと、そういった話は結構聞きます。ですけれども、今ワクチンにしてもその錠剤にしても、どの程度行き渡るかというのは今のところわかっておりません。

本町においてもそういったワクチンとか、あるいはそういった必要なタミフルとか、そういった錠剤を配分することに、県から配分することになるので、そのときの対策を立てるようにという連絡はいただいておりますけれども、それ以上の連絡はございませんので、幾ら来るかもわからないというような状況なので、計画も立てようがないということです。

本来でありますれば、本町住民分すべて行き渡るようなそういう量を確保していただければいいんでしょうけれども、そういったわけにもいかないようですから、今県の方の様子を見ているというようなことでございます。

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　ひょっとして県のような単位でそういうのは把握していくものなのかどうかはちょっとわからないんですが、実際、風邪が蔓延してしまって薬もないという状況を回避するためにはどうにかしていろいろな手段を講じなければならないと思いますので、もしくは現在の段階でそういう要請ができないであるとすれば、情報の収集に、県などとの情報の収集にもっと力を入れてほしいのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（一條　光君）　町長。

○町長（佐藤澄男君）　今、現在進行形で新型インフルエンザが流行をしておること、ましてや町内にこういう事例があるということを公表された時点におきましては、事務方としては非常にその通達なり指示なり、国なり県なりからの情報を得てやるしかないという状況にあることも理解をいただけるだろうというふうに思いますが、しかし、町として今でき得ることは最善のこと

を尽くすということが一番肝要なことでございますから、これにつきましてはあらゆる可能性、方向性を考えて取り組むということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　了解いたしました。

それで、あともう一つですね。きょうの河北新報にも載っていたんですが、死亡する可能性の高いハイリスクの状態にある方を診ることのできる病院の把握というのが載っておりましたが、それは行われているのでしょうか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　保健福祉課長です。

その情報については詳しいことは入っておりません。

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　けさの新聞に、宮城県はハイリスクの状態にある方が新型インフルエンザにかかったときに診ることのできる病院の把握をしていないという記事が載っていたんであります。全国に27都府県、都はなかったかもしれませんけれども、府県がそういう状況であるというのが載っていたんでありますが、県が全体としての把握はなされていないとしても、町としてはそういう病院の把握をなされているのかどうかということをお聞かせ願いたいんでありますが、いかがでしょうか。

○議長（一條　光君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂　仁君）　このような重大問題ですから、現在、町に対して県とかから医療機関の受け入れ状況だとか、そういったアンケートをやっているという話は聞きます。ですから、県においていろいろな調査をやっているのではないかとことを我々は思料しているわけです。

ただ、そのハイリスクに対応できる病院、あるいは本町の場合は病院１個しかないんですけれども、それからは診療所なるものですから、ハイリスク者に対応する、いわゆる通常の医療診察業務を行いながら、かつそういったものも対処するというような診療所があるかどうかということについては、町としては把握はしていないということでございます。

そういったものがこれから手を突いて明らかになってくるのではないか。もしそういったものが明らかになった段階においては、町は住民の皆さんに一番関心のあることですからお知らせをいたすというようなことにしたいというふうに考えております。

○議長（一條　光君）　新田博志君。

○15番（新田博志君）　先ほども話したことの繰り返しになりますが、実は厚労省のシミュレーションによると宮城県は10月の21日からの８週間で蔓延するという状態になっておりましたが、加美町でも死者が出たように、その期日が大分早まっていることと思われますので、ぜひとも県、国の指示を待っているだけでなく、町の方からも積極的に問い合わせするなり何々して、備えていただければありがたいなということを申し添えさせていただきまして、終わりたいと思います。

○議長（一條　光君）　以上をもちまして15番新田博志君の一般質問は終了いたしました。